



被災された
皆様へ

被災者支援カード (表)

大切な9つの支援制度

令和6年8月28日版



→ 災害の規模などで自治体ごとや時期により適用される支援制度は異なります。ぜひ自治体や各地の弁護士会などにご相談下さい 制作: 弁護士 永野 海 DLサイト↑

災害直後

少しあつ

その後

応急修理制度

(災害救助法)



半壊以上の世帯
→ 71.7万円
準半壊の世帯
→ 34.8万円
(2024年基準)

窓口

自治体

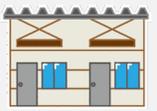
誰に

準半壊以上の、り災証明をもらった世帯
(修理完了後は仮設住宅や公費解体の利用ができない運用に注意)

業者に修理を頼む前や支払前に自治体に相談

応急仮設住宅

(災害救助法)



原則最長2年間
(特定非常災害では延長可能性もあり)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人

半壊や二次災害の危険、ライフライン途絶などでも入居可能性がある為自治体にご相談を

災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)



借入最大 350万円
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

窓口

自治体

誰に

災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年
当初3年間(例外で5年間)は返済据置で利子もかからない

基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



①全壊世帯 ②解体世帯
③長期避難世帯
→ 100万円
大規模半壊世帯
→ 50万円

窓口

自治体

誰に

左の各世帯。②は半壊以上や敷地被害で建物を解体した世帯のこと
(単身は4分3の金額)

所得条件なくお金の使い道にも制限なし

公費解体制度

(環境省の補助制度)



建物を無償で解体・撤去
(お住まいの自治体の発表情報を必ず確認)

窓口

自治体

誰に

原則全壊建物が対象
ただし特定非常災害などでは半壊以上の建物への拡大もある

所得条件なし
自費での解体後に費用償還の運用あり

被災ローン減免制度

(自然災害ガイドライン)



預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残しローンの減額・免除の可能性
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談

誰に

災害救助法が適用された災害の影響で住宅ローンなど債務の支払が困難になった個人

自己破産や返済交渉の前に弁護士やメインバンクに相談を!

加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入 → 200万円
修理 → 100万円
民間賃借 → 50万円
*中規模半壊は上の各半額がもらえる(基礎支援金はなし)

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもらった世帯、又は中規模半壊世帯が住宅再建する時
(単身は4分3の金額)

一度転居した後に再建・修理した場合も左の金額までもらえる

災害復興住宅融資

(高齢者返済特例も)



建設・購入の融資
半壊以上の世帯
修理(補修)の融資
一部損壊以上の世帯

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や再建費用を借りたい人

借入時60歳以上なら不動産を担保にして利息のみを返済する高齢者返済特例もある

雑損控除

(所得税・住民税減免)



その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される
医療費控除に似た制度

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人

家財の損害は金額が不明でも推定規定があるのでHPを確認!



内閣府防災のHP